

○松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱

令和元年5月31日告示第18号

松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、そのまま放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある不良空家等の除却を促進し、地域住民の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を図るため、不良空家等の除却工事に要する費用に対して、松阪市不良空家等除却促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松阪市補助金等交付規則（平成17年1月1日規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 本市の区域内に存する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 不良空家等 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅と同等の空家等であって、別表に定める判定基準表による評点が50点以上のものをいう。（法第2条第2項に規定する特定空家等を含む。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、不良空家等の除却工事であり、次の要件に該当するものとする。

- (1) 不良空家等の除却にかかる工事。ただし、空家等に附属する建築物（門又は塀等）のみを解体するものでないこと
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく国土交通大臣若しくは三重県知事による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく三重県知事による解体工事業の登録を受けた事業者（以下「解体事業者等」という。）が施工すること

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 家具及び家電品運搬処分費
- (2) 舗装等による敷地整備費
- (3) 地下埋蔵物の除却費（空家等の建築物の基礎を除く）
- (4) 補助対象事業により生じる損失の補償費

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空家等の所有者又はその相続人（以下「所有者等」という。）。ただし、除却工事

の対象となる建築物と当該建築物が存する土地の所有者等が異なる場合においては、当該建築物及び土地の所有者等から同意を得ている者に限る。

(2) 前号の者から、補助対象事業について同意を得ている3親等以内の親族

2 前項の規定にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 市税等の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者

(3) 補助対象事業について、この要綱による補助金及び他の制度等により補助金等の交付を受けている者。ただし、松阪市狭あい道路整備促進事業又は松阪市危険ブロック塀等除却事業による補助金を除く。

(4) 空家等が複数人の共有又は相続財産である場合で、当該共有者全員又は相続人全員から補助対象事業について同意を得られない者又は空家等に所有権以外の権利が設定されている場合で、それらの権利を有する者から補助対象事業について同意を得られない者。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書を提出することができる場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金は、当該事業に要する経費の23%以内の額（当該額が25万円を超えるときは、25万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(不良空家等の事前判定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「判定申請者」という。）は、補助金交付申請前に不良空家等判定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助対象事業に係る空家等が不良空家等に該当するか否かの判定を受けなければならない。

(1) 位置図（付近見取り図）

(2) 現況写真（複数の方向から撮影されたもので、正面玄関を含むものであること。）

(3) 空家等の所有者等を明らかにすることができる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該空家等が不良空家等に該当するか否かを判定し、その結果を不良空家等判定結果通知書（様式第2号）により、判定申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請及び交付決定)

第7条 前条の規定により、不良空家等に該当する旨の通知を受けた判定申請者であって補助金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、除却工事の着手前に松阪市不良空家等除却促進補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 補助対象事業に要する費用の見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかに

なるもので、当該事業を行う予定の解体業者等の押印があるもの。)の写し

- (2) 交付申請者以外に空家等の共有者若しくは相続人がいる場合又は所有権以外の権利を有する者がいる場合 その全員の同意書
- (3) 前号の同意書を得ることが困難な場合 誓約書
- (4) 代理者によって申請を行う場合 当該代理者に委任することを証する委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請に係る書類を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、松阪市不良空家等除却促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第8条 補助対象事業の契約及び着手は、松阪市不良空家等除却促進補助金交付決定通知書の交付日以降に行わなければならない。

（補助対象事業の変更）

第9条 前条の規定による通知を受けた交付申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ松阪市不良空家等除却促進補助金変更承認申請書（様式第5号）に当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認める場合は松阪市不良空家等除却促進補助金変更決定通知書（様式第6号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第10条 交付申請者は、第7条の申請を取り下げようとする場合は、松阪市不良空家等除却促進補助金取下申出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第11条 交付申請者は、補助対象事業が完了したときは、松阪市不良空家等除却促進補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る工事請負契約書（第7条による補助金交付決定後で、当該除却工事を行った解体事業者等の押印のあるものに限る。）の写し
- (2) 補助対象事業に係る除却工事の請求書及び領収書（当該除却工事を行った解体事業者等の押印のあるものに限る。）の写し
- (3) 工事写真（着手前、工事中、完了後の状況が確認できるもの）
- (4) 補助対象事業により生じた廃棄物を適正に処分したことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、補助対象事業が完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の日の属する会計年度の3月20日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合において、これを審査し、必要があると認める場合には現場を検査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、松阪

市不良空家等除却促進補助金確定通知書（様式第9号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に松阪市不良空家等除却促進補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（終期等）

第15条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和7年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市の補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助期間内であって補助金の交付を終了するものとする。

（書類の整理等）

第16条 この補助金を受けた者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し補助金の交付を受けた年度終了後から5年を経過するまでの間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱第5条の規定は、この告示の施行の日以降の補助金の申請から適用し、この告示の施行の前日に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

不良空家等判定基準表

項目	箇所	判定内容	基礎点	該当状況	該当状況	評点 (基礎点 × 0.5、 1.0)	
				(×0.5)	(×1.0)		
建築物	建築物の著しい傾斜	全体	①	建築物の崩壊・落階等の有無	100	部分的崩壊	過半・母屋の崩壊
			②	基礎の不同沈下もしくは柱の傾斜	100	・柱の傾斜 1/60以上1/20未満	・柱の傾斜 1/20以上 ・床全体の沈下あり
	建築物の構造耐力上主要な部分の損傷	基礎、土台、柱、はり	③	基礎、土台、柱、はりの腐朽・破損・変形の有無	50	50%未満	50%以上
	屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれ	屋根ふき材、ひさし、軒、雨どい	④	屋根ふき材、ひさし、軒の腐朽・破損・欠落等の有無	50	50%未満	50%以上
			⑤	雨どいの腐朽・破損・欠落等の有無	10	50%未満	50%以上
		外壁等	⑥	外壁仕上材の剥落、腐朽、破損等の有無	50	破損等あり	壁体貫通・下地露出あり

			⑦	開口部（窓ガラス等）の割れ・破損等の有無	20	一部の割れ・破損等あり	過半の割れ・破損等あり	
		看板、給湯設備、屋上水槽等	⑧	看板、給湯設備・屋上水槽等の破損・脱落・転倒等の有無	10	破損等あり	脱落等可能性あり	
		屋外階段又はバルコニー	⑨	屋外階段・バルコニーの腐朽・破損・脱落・転倒等の有無	10	腐朽・破損等あり	脱落等可能性あり	
		門又は塀	⑩	門・塀の腐朽・破損・脱落等の有無	10	50%未満	50%以上	
擁壁	擁壁が老朽化し危険となるおそれ	擁壁	⑪	擁壁表面への水のしみ出しの有無、水抜き穴の状態、ひび割れの有無	30	擁壁表面への水のしみ出し、水抜き穴の詰まり	擁壁のひび割れ、表面に水が流出	
合計（基礎点合計＝440点）								

【評点】①～⑪の評点が50点以上は「不良空家等」の対象。

様式第1号（第6条第1項関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

不良空家等判定申請書

松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱第6条第1項の規定による判定を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、判定のための松阪市職員による空家等への立ち入りについて、承諾します。

空家等の所在地	松阪市
空家等の所有者氏名	
所有者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他（ ）

添付書類

- (1) 位置図（付近見取り図）
- (2) 現況写真（複数の方向から撮影されたもので、正面玄関を含むものであること。）
- (3) 空家等の所有者等を明らかにすることができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条第2項関係）

第 年 月 日
号

様

松阪市長 印

不良空家等判定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の空家等に関する不良空家等の判定を行ったところ、下記のとおり認められるので、松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

空家等の所在地	松阪市
不良空家等判定の結果	<input type="checkbox"/> 不良空家等に該当する <input type="checkbox"/> 不良空家等に該当しない
判定基準表による評点	点
不良空家等判定の実施日	年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

松阪市不良空家等除却促進補助金交付申請書

不良空家等の除却を行いたいので、松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、松阪市税を滞納していないことを確認するため、納付状況を調査することについて、承諾します。

記

不良空家等の所在地	松阪市		
不良空家等の概要	形態	一戸建て ・ 長屋 ・ 併用住宅	
	構造	木造 ・ 非木造	
	延べ床面積	㎡	
補助対象事業に要する費用	円		
補助金交付申請額	円		
予定工期	着手	年	月 日
	完了	年	月 日

添付書類

- (1) 補助対象事業に要する費用の見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、当該除却工事を行う予定の解体業者等の押印があるもの。）の写し
- (2) 交付申請者以外に空家等の共有者若しくは相続人がいる場合又は所有権以外の権利を有する者がいる場合 その全員の同意書
- (3) 上述の同意書を得ることが困難な場合 誓約書
- (4) 代理者によって申請を行う場合 当該代理者に委任することを証する委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第7条第2項関係）

第 年 月 日
号

様

松阪市長

印

松阪市不良空家等除却促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の不良空家等に関する松阪市不良空家等除却促進補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 不良空家等の所在地 松阪市
2. 交付決定額 金 円

様式第5号（第9条第1項関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

松阪市不良空家等除却促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により松阪市不良空家等除却促進補助金交付決定の通知を受けた補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

変更後の補助申請額	円
変更後の工期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
変更の内容	
変更の理由	
(添付資料)	(例) ・変更後の工事見積書の写し（解体業者等の記名、押印のあるもの） ・その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条第2項関係）

第 年 月 日
号

様

松阪市長

印

松阪市不良空家等除却促進補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の不良空家等に関する松阪市不良空家等除却促進補助金変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1. 不良空家等の所在地 松阪市
2. 変更承認内容

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

松阪市不良空家等除却促進補助金取下申出書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました松阪市不良空家等除却促進補助金について、松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱第 10 条により下記のとおり取り下げます。

記

取下理由	
------	--

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

松阪市不良空家等除却促進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により松阪市不良空家等除却促進補助金交付決定の通知を受けた補助対象事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

不良空家等の所在地	松阪市
完了年月日	年 月 日
工期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
補助金の交付決定額	金 円

添付書類

- (1) 補助対象事業に係る工事請負契約書（松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱第 7 条による補助金等交付決定後で、当該除却工事を行った解体事業者等の押印のあるものに限る。）の写し
- (2) 補助対象事業に係る除却工事の請求書及び領収書（当該除却工事を行った解体事業者等の押印のあるものに限る。）の写し
- (3) 工事写真（着手前、工事中、完了後の状況が確認できること）
- (4) 補助対象事業により生じた廃棄物を適正に処分したことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第12条関係）

第 年 月 日

様

松阪市長

印

松阪市不良空家等除却促進補助金確定通知書

年 月 日付で報告のありました下記の不良空家等に関する松阪市不良空家等除却促進補助金実績報告書を審査したところ、適当と認められるので、松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1. 不良空家等の所在地 松阪市
2. 補助金確定額 金 円

様式第 10 号（第 13 条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

松阪市不良空家等除却促進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けた松阪市不良空家等除却促進補助金について、松阪市不良空家等除却促進補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

不良空家等の所在地	松阪市		
請求金額	金 円		
振 込 口 座	金融機関名	銀行 信用金庫 農 協 ()	本店 支店 出張所
	預金種別	普通・当座	
	口座番号		
	(フリガナ)		
	口座名		

※留意事項

補助金振込先の口座名は、補助金申請者と同一のものに限る。

(参考様式)

年 月 日

(宛先) 松阪市長

委 任 状

私、_____は、下記の空家等の除却工事に関する松阪市不良空家等
除却促進補助金について、申請手続きに係る権限を下記の代理者に委任します。

記

1. 空家等の所在地 松阪市

2. 委任者

住 所	
氏 名	
	※本人が署名しない場合は、記名押印してください。
連絡先 (電話番号)	

3. 代理者 (受任者)

住 所	
氏 名	
連絡先 (電話番号)	
委任者との関係等	

(参考様式)

年 月 日

(宛先) 松阪市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

誓 約 書

私は、松阪市不良空家等除却促進補助金の交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

1. 下記の空家等の所有者には私のほかに、共有者 ・ 相続人 ・ 所有権以外の権利所有者 が存在しますが、全員から同意を得て、代表者となり、交付申請及びそれに伴う金銭の受領等一切についての手続を行います。
2. 万が一、共有者 ・ 相続人 ・ 所有権以外の権利所有者 から異議、苦情、紛争が生じた場合、私はその全てにおいて責任をもって解決します。

記

空家等の所在地	松阪市
---------	-----

(参考様式)

年 月 日

(宛先) 松阪市長

住 所

氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印
してください。

電話番号

同 意 書

私は、下記の空家等の所有者としての権利又は所有権以外の権利を有しています。

_____が除却工事を行うこと及び松阪市不良空家等除却促進補助金につ
いて代表して申請することに同意します。

記

1. 空家等の所在地 松阪市

2. 所有する権利

- 建築物の所有者
- 土地の所有者
- 建築物又は土地の共有者
- 建築物又は土地の相続人
- 建築物又は土地の所有権以外の権利者